

○運営規程の作成要領

運営規程に記載すべき内容は以下のとおりですので、ご注意ください。

基準省令第33条において記載が義務づけられている内容

【障害児通所支援】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用定員（保育所等訪問支援は除く）
- ⑤ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策（保育所等訪問支援は除く）
- ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
（児童発達支援のみ）
- ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑫ その他運営に関する重要事項

運営規程上の記載例（通所支援）

例：児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所の場合

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日、盆休みの8月13日から15日まで、及び年末年始の12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間

午前8時30分から午後5時30分まで

（3）サービス提供時間

① 児童発達支援

第1単位 午前9時00分から正午まで

第2単位 午後1時00分から午後5時00分まで

② 放課後等デイサービス

第1単位 午後2時00分から午後5時00分まで（授業終了後）

第2単位 午前9時00分から午後5時00分まで（土日、長期休暇等、学校教育法施行規則に規定する休業日）

「教育委員会等が定める」でも可

※1 児童発達支援の第1単位は、開所時間減算を適用

※2 放課後等デイサービスの第1単位は、授業終了後であり開所時間減算の適用外

※3 放課後等デイサービスの第2単位は、延長支援加算の対象

また、前項の内容に加え、県独自基準（条例第4項第4条）を踏まえて運営規程を作成してください。

兵庫県独自基準

- ① 人格尊重、秘密の保持に関する事項
- ② 暴力団等の影響の排除
- ③ 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表
- ④ 研修による計画的な人材育成

運営規程への記載例（一部抜粋）

（人格の尊重）

第〇〇条 当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援を提供するものとする。

（秘密の保持）

第〇〇条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得るものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第〇〇条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第〇〇条 その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

（研修による計画的な人材育成）

第〇〇条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）※

第〇〇条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所支援事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

2 障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

4 障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束等の禁止）※

第〇〇条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。